

# 日影規制チェックシート

(添付図書と明示すべき事項の説明)

[第一版] 平成20年12月19日：大阪府内建築行政連絡協議会

図面名	明示すべき事項	明示すべき事項の説明	チェック欄
付近見取図	道路	道路・道・通路等の位置を明示する。	<input type="checkbox"/>
	目標となる地物	地名、市役所等の公共施設、学校、大規模な店舗等目印となる地物を明示する。	<input type="checkbox"/>
	敷地の位置	敷地の位置を明示する。	<input type="checkbox"/>
	隣地にある建築物の位置	隣地にある建築物の位置を明示する。(配置図に明示してもよい)	<input type="checkbox"/>
	隣地にある建築物の用途	隣地にある建築物の用途を明示する。(配置図に明示してもよい)	<input type="checkbox"/>
配置図	縮尺	縮尺を明示する。	<input type="checkbox"/>
	方位	方位(真北)を明示する。(規則1条の3第6項による他の図書に明示したときでも、配置図には明示すること)	<input type="checkbox"/>
	敷地境界線	敷地境界線を明示し、「敷地境界線(隣地境界線、道路境界線等も可)」と明示する。	<input type="checkbox"/>
	申請に係る建築物と他の建築物との別	申請建築物には「申請建築物」と、他の建築物には「既存建築物」等と明示する。	<input type="checkbox"/>
	建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の境界線	敷地が区域、地域又は地区(用途地域等)の内外にわたる場合の境界線を記入。(地域界証明の添付を求める場合がある。)	<input type="checkbox"/>
	土地の高低	土地の高低差がある場合、明示する。また、高低差がない場合もその旨を明示する。	<input type="checkbox"/>
	敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差	敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差を明示する。	<input type="checkbox"/>
	敷地の接する道路の位置・幅員・種類	敷地の接する道路(43条1項ただし書許可を含む)の位置・幅員・種類(条文)を明示する。(例：大阪府道 42条1項1号、私道 43条1項ただし書)	<input type="checkbox"/>
	敷地の道路に接する部分及びその長さ	敷地の道路に接する部分を明示し、その長さを明示する。	<input type="checkbox"/>
	地盤面からの申請に係る建築物の各部分の高さ	地盤面からの申請に係る建物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高の高さの部分等)の高さを明示する。	<input type="checkbox"/>
	建築物の軒の高さ	申請に係る建築物の各部分(周囲の軒先、けらばの先端(最高部)、建築物の最高の高さの部分等)の高さを明示する。	<input type="checkbox"/>
	地盤面の異なる区域の境界線	申請敷地内に2以上の地盤面の異なる区域がある場合、その境界線を明示する。	<input type="checkbox"/>
	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員を明示する。(測定線の位置が適切かどうか確認する。)	<input type="checkbox"/>
	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置を明示する。	<input type="checkbox"/>
	建築物の各部分からの真北方向の隣地境界線までの水平距離	建築物の各部分(北側の最も不利な部分)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の最短の水平距離を明示する。	<input type="checkbox"/>
日影図	縮尺及び方位	方位(真北)を明示する。(規則1条の3第6項による他の図書に明示したときでも、日影図には明示すること)	<input type="checkbox"/>
	敷地境界線	敷地境界線を明示し、「敷地境界線(隣地境界線、道路境界線等も可)」と明示する。	<input type="checkbox"/>
	法56条の2第1項に規定する対象区域の境界線	法56条の2第1項に規定する対象区域の境界線を一点鎖線で明示する。(当該申請地が対象区域でない場合においても、付近見取図に明示し、隣接する対象区域に申請建築物の影が落ちないかを確認する必要がある。)	<input type="checkbox"/>
	法別表第4(イ)欄の各項目に掲げる地域又は区域の境界線	法別表第4(イ)欄の各項目に掲げる地域又は区域の境界線を一点鎖線で明示する。(地域又は区域により制限を受ける建築物、受影面の高さ、規制する日影時間がことなるので申請地及び影が落ちる地域の規制内容を確認する。)	<input type="checkbox"/>
	高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線	高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線を一点鎖線で明示する。申請地近辺に高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線がある場合は付近見取図に明示する。	<input type="checkbox"/>
	日影時間の異なる区域の境界線	日影時間の異なる区域の境界線を一点鎖線で明示する。申請地近辺に日影時間の異なる区域の境界線がある場合は付近見取図に明示する。	<input type="checkbox"/>
	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員を明示する。(測定線の位置が適切かどうか確認する。)	<input type="checkbox"/>
	敷地内における建築物の位置	寸法線及び寸法を明示し、敷地内における建築物の位置を明示する。	<input type="checkbox"/>
	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	平均地盤面からの建築物の各部分の高さを明示する。	<input type="checkbox"/>
	建築物の各部分からの真北方向の隣地境界線までの水平距離	建築物の各部分(北側の最も不利な部分)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の最短の水平距離を明示する。	<input type="checkbox"/>
法56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5m及び10mの線(以下「測定線」という。)	水平面上の敷地境界線からの測定線を点線等で明示する。	<input type="checkbox"/>	

	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで（道の区域内にあっては、午前9時から30分ごとに午後3時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	各時刻に水平面に生じさせる日影の形状を細い実線と細い点線で明示する。	<input type="checkbox"/>
	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで（道の区域内にあっては、午前9時から30分ごとに午後3時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間	測定線上の主要な点に生じさせる日影時間を測定線上に明示する。	<input type="checkbox"/>
	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで（道の区域内にあっては、午前9時から30分ごとに午後3時まで）の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線	水平面に生じさせる日影の等時間日影線を太い実線で明示する。	<input type="checkbox"/>
	土地の高低	土地の高低差がある場合、明示する。また、高低差がない場合もその旨を明示する。	<input type="checkbox"/>
日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算定	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで（道の区域内にあっては、午前9時から30分ごとに午後3時まで）の方位角、倍率、申請地の緯度、経度を明示する。	<input type="checkbox"/>
2面以上の断面図	平均地盤面	平均地盤面を明示する。	<input type="checkbox"/>
	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さを明示する。	<input type="checkbox"/>
	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面及びその根拠を明示する。	<input type="checkbox"/>
平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式を明示する。	<input type="checkbox"/>
法第56条の2第1項ただし書きの規定が適用される建築物	法第56条の2第1項ただし書きの許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第56条の2第1項ただし書きの「許可通知書」の写しを添付する。（許可申請時の図書の写しの添付を求める場合がある）	<input type="checkbox"/>

注意事項 1. 各特定行政庁で運用、取扱い等を定めている場合がありますので事前にご確認ください。